

関原発第496号  
2021年12月10日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

美浜発電所第3号機発電用原子炉施設に係る  
使用前確認申請書の記載内容変更について

2021年11月17日付け関原発第478号で申請しました美浜発電所第3号機発電用原子炉施設に係る使用前確認申請書の記載内容を、別紙のとおり変更しましたので、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により提出いたします。

1. 使用前確認申請書  
美浜発電所第3号機  
使用前確認申請書番号  
関原発第478号(2021年11月17日)
2. 変更の内容及び変更の理由
  2. 1 使用前確認申請書  
変更なし
  2. 2 添付資料-1 工事の工程に関する説明書  
変更なし
  2. 3 添付資料-2 工事の工程における放射線管理に関する説明書  
変更なし
  2. 4 添付資料-3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書  
添付資料のとおり

変更理由

記載の適正化に伴い、「添付資料-3 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書」を変更する。

<添付資料>

「施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書」変更前後比較

(変更前)

2021年11月17日付け関原発第478号の申請書記載事項

(添付資料-3)

## 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子炉施設の安全上の重要性に応じ、下表「グレードの区分」に従い管理を行う。

	重要度	グレードの区分
原子炉施設	○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ○クラス3の設備及びその他設備のうち、発電への影響度区分が「その故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
	○上記以外の設備に係る工事	Cクラス
原子炉施設のうち 重大事故等 対処施設	○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備（常設設備）	SA常設
	○重大事故等対処設備（可搬設備）	SA可搬（工事等含む） 又は SA可搬（購入のみ）

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設のうち、重要度が高い機器としてAクラス又はBクラス、及びSA常設の機器があり、別紙-1にその一覧を示す。

グレード区分 Aクラス又はBクラス、及びS A 常設の機器一覧

発電用原子炉施設の種類	機器の名称
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 その他の電源装置（非常用の ものに限る。） 電力貯蔵装置	蓄電池（3系統目）

(下線は変更部分)

(変更後)

(添付資料－ 3)

### 施設管理の重要度が高い系統、施設又は機器に関する説明書

発電用原子炉施設における施設管理の重要度は、法第43条の3の9第1項の規定に基づく設計及び工事の計画における、「設計及び工事に係る品質マネジメントシステム」等に従い、原子炉施設の安全上の重要性に応じ、下表「グレードの区分」に従い管理を行う。

重要度		グレードの区分
原子炉施設	○クラス1の設備に係る工事 ○クラス2の設備に係る工事 ○クラス3の設備及びその他設備のうち、発電への影響度区分が「その故障がプラント稼働にほとんど影響を及ぼさない設備」を除く設備に係る工事	Aクラス 又は Bクラス
	○上記以外の設備に係る工事	Cクラス
原子炉施設のうち 重大事故等 対処施設	○特定重大事故等対処施設 ○重大事故等対処設備（常設設備）	S A 常設
	○重大事故等対処設備（可搬設備）	S A 可搬（工事等含む） 又は S A 可搬（購入のみ）

本申請において使用前確認を受けようとする対象施設のうち、重要度が高い機器としてS A 常設の機器があり、別紙－ 1 にその一覧を示す。

## グレード区分 S A常設の機器一覧

発電用原子炉施設の種類	機器の名称
その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 その他の電源装置（非常用の ものに限る。） 電力貯蔵装置	蓄電池（3系統目）
<u>その他発電用原子炉の附属施設</u> <u>非常用電源設備</u> <u>技術基準要求設備</u>	<u>充電器（3系統目蓄電池用）</u> <u>S A監視計器用電源直流入力切替盤</u>

(下線は変更部分)